

# 需給計画策定に関する基本方針における「事業所内保育事業の位置付けの見直し」について

## 事業所内保育に関する需給計画における位置付けを見直す

事業所内保育事業は、従業員枠を利用する児童も保育認定を受けており、待機児童対策に一定の役割を果たしていることから、認可事業としてより一層の活用を図るため、次の点を考慮して需給計画における事業所内保育事業について優先順位から削除し、別途位置付ける。

- 事業所内保育事業は、企業に勤める従業員の福利厚生・企業の社会貢献等のために設置するものである。  
⇒地域の保育ニーズのみを踏まえて設置するものではなく、必ずしも優先順位の中に位置付ける必要はない。
- 事業所内保育事業を認可するためには必ず地域枠（定員の約1/4以上）が必要となり、需給計画上供給量が過剰となる懸念がある。  
⇒募集に際して地域枠の定員の設定を適正な規模に調整することにより、当該地域における保育サービスの供給量が過剰になりすぎないように配慮できる。

## 計画書の「供給量の確保に関する考え方」（抄）

### 供給量の確保の優先順位

- ① 既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行
- ② 既存保育所の増築等による定員増  
・・・
- ⑤ 既存認可外保育施設等からの地域型保育事業への移行
- ⑥ 地域型保育事業の新規整備
  - ア 小規模保育事業A型
  - イ 小規模保育事業B型
  - ウ 小規模保育事業C型・家庭的保育事業
  - エ **事業所内保育事業**

## 位置付け（案）

事業所内保育事業は、企業の福利厚生・社会貢献等を目的として設置されるものであることから優先順位に位置付けずに認可の可否等について判断をする。

ただし、地域枠の定員については、条例等に定める定員数を目安に事業規模に応じた適正な数とする。

優先順位の中から削除し、  
上記「位置付け」に置き換える

### 需給計画におけるこれまでの位置付け

#### ●事業所内保育事業は、供給量の確保の優先順位としては地域型保育事業の中で最下位

(需給計画上、従業員枠の定員が保育サービスの供給量に含めることができず、供給量の確保策としての効果が他の事業に比べて限定的なため。)

### 需給計画策定後の課題

#### ●事業所内保育事業の設置を推進する国・経済界の動きや企業の設置要望に対応できない。

##### <国・経済界の動き>

- ・国においては、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として、「事業所内保育所など企業主導型の保育所の整備・運営等を推進」することを掲げており、子育て拠出金の料率を上げ、これを財源とした助成制度を創設することで経済界と合意。
- ・札幌商工会議所の提言「さっぽろ成長戦略」では、「中小企業単独での企業内保育所設置は現実的に困難であるため、札幌商工会議所が主体となり、会員企業向けの共同利用型の保育所としての設置を検討する」としており、認可のためには「事業所内保育所の整備優先順位の引き上げが必須」としている。

##### <市内企業からの具体的な要望>

- ・「従業員の福利厚生や企業の社会貢献、ワーク・ライフ・バランスの推進のため事業所内保育所を開設したい」との要望を複数の企業から受けている。